

〈福岡県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項〉

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1. よろず支援拠点での相談について

福岡県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、拠点の予算及び人員には限りがあること、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っていないこと等の理由により、相談者の要望するサービスを十分に提供出来ない場合があることをあらかじめ留意ください。

2. 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

公益財団法人福岡県中小企業振興センター（福岡県よろず支援拠点の受託機関）は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- ① 福岡県よろず支援拠点は、国の施策として、経済産業省、よろず支援拠点全国本部（独立行政法人中小企業基盤整備機構）、公益財団法人福岡県中小企業振興センターが連携・協力して運営している事業です。
- ② お伺いした内容（個人情報を含む）については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、①に掲げる者及び全国のよろず支援拠点で共有されます。
- ③ 本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。
- ④ 今後、当拠点よりメールや電話でのフォローアップ連絡、セミナー等の案内DMをお送りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 当拠点では、ご本人様確認観点から、身分証明書などのご提示を求める場合がございます。ご提示いただけない場合は、諸規則等に則り、今後のご利用をお断りさせていただく場合がございます。

3. その他の注意事項

- ① 乳幼児連れで相談・セミナーを受けられる相談者様は、必ず事前にお知らせください。相談・セミナー中、お子様が他の相談者・受講者の妨げになると判断した場合、一時ご退席いただく場合がございます。
- ② 電話での受付時間は平日9時～16時までとなっております。また、土曜日・日曜日・祝日の相談予約やセミナー申込あるいはキャンセル連絡は、受付担当が不在となりますので、月曜日以降の対応となります。
- ③ 同じコンサルタントへの予約は1社1枠まで。相談が終わり次第次回の予約をお取りできます。また、予約が重複した場合は遅い日程の予約を自動的に取消といたします。その際ご連絡は致しません。
- ④ 個別相談・セミナーのご予約を頻繁にキャンセルされる方は、以降の受付をお断りする場合がございます。
- ⑤ 連絡先、社名等は正確かつ最新の情報をご申告ください。当拠点から電話やメールに対して、折り返しや返信のない相談者様、当拠点の電話を着信拒否されている相談者様の受付はお断りする場合がございます。なお、連絡のつかない相談者様の予約はキャンセルとさせていただきますのでご留意下さい。

詳しい説明は以下をご覧ください。

● 福岡県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター・アドバイザー等は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、福岡県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター・アドバイザー等は一切の責任を負いません。

● 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りする場合があります。

① 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、② 大声・奇声・暴言を発するなどして相談業務を害する行為、③ 不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④ 宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤ 物品・サービス等の営業行為、⑥ 個別相談・セミナーの予約を頻繁にキャンセル・変更する行為、⑦ 自らの希望するサービスを執拗に要求する行為、⑧ 福岡県よろず支援拠点が相談業務の運営上、支障をきたすと判断した行為

● 利用者は次のいずれかの反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、福岡県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。

① 暴力団、② 暴力団員・準構成員、③ 暴力団関係企業、④ 総会屋等、⑤ 社会運動等標ぼうゴロ、⑥ 特殊知能暴力集団等